

平成 2 9 年

第 1 回定例会

議案第 1 号

平成 2 8 年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 2 号)

平成 2 8 年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算 (第
2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 7 千円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 4 9 5, 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,242,729	千円 17	千円 1,242,746
	1 負 担 金	1,242,729	17	1,242,746
歳 入 合 計		1,495,083	17	1,495,100

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 支 出 金		千円 1,325,200	千円 17	千円 1,325,217
	2 償還金及び還付 加 算 金 等	1,428	17	1,445
歳 出 合 計		1,495,083	17	1,495,100

平成29年
第1回定例会

議案第2号

平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）

平成28年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額を、「第1表 歳出予算補正」のとおりとする。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成29年2月14日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療費		千円 817,455,646	千円 △ 18,361	千円 817,437,285
	2 保険給付費	816,222,280	△ 18,361	816,203,919
3 諸支出金		13,683,178	18,361	13,701,539
	2 償還金及び還付加算金等	13,438,627	18,361	13,456,988
歳出合計		831,146,764	0	831,146,764

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
レセプト2次点検業務委託	平成29年度	千円 30,928
給付等関連業務委託	平成29年度	346,015
被保険者証等一括印刷業務委託	平成29年度	23,384

平成 29 年

第 1 回定例会

議案第 3 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 14 日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高 橋 定 敏

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年北海
道後期高齢者医療広域連合条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項第 2 号中「26 万 5 千円」を「27 万円」に改め、同項第 3 号
中「48 万円」を「49 万円」に改める。

第 14 条第 3 項中「2 分の 1」を「10 分の 2」に改める。

附則に次の 3 条を加える。

（平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第 32 条 平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定について第 12 条の規
定を適用する場合においては、同条中「第 14 条又は第 15 条」とあるのは、
「第 14 条若しくは第 15 条又は附則第 33 条若しくは第 34 条」とする。

（平成 29 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特
例）

第 33 条 平成 29 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額
について第 15 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「被保険者
（前条第 1 項第 1 号から第 2 号までの規定による減額がされない被保険者に限
る。）について、法第 52 条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以
後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とある
のは「被保険者（前条第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2 の規定による減額がされな
い被保険者に限る。）」と、「10 分の 5」とあるのは「10 分の 7」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第34条 平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、所得の少ない被保険者に対する保険料の均等割額軽減判定基準を変更するとともに、平成29年度における、被用者保険の被扶養者であった被保険者の保険料については、均等割額軽減措置を見直し、また、所得の少ない被保険者の保険料については、均等割額軽減措置を継続し、所得割額軽減措置は見直しをするためであります。

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) ・(1)の2 (現行のとおり)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に27万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に49万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</u></p> <p>第32条 <u>平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第12条の規定を適用する場合においては、同条中「第14条又は第15条」とあるのは、「第14条若しくは第15条又は附則第33条若しくは第34条」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) ・(1)の2 (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に26万5千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の賦課期日において、前3号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に48万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>3 基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第33条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第15条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者(前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者(前条第1項第1号及び第1号の2の規定による減額がされない被保険者に限る。)」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課の特例)

第34条 平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の規定を適用する場合には、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成29年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合には、適用しない。

(新設)

(新設)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

平成29年

第1回定例会

議案第4号

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,677,293千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、43,000千円と定める。

平成29年2月14日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,673,739
	1 負担金	1,673,739
2 国庫支出金		819
	1 国庫補助金	819
3 財産収入		176
	1 財産運用収入	176
4 繰入金		1
	1 基金繰入金	1
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		2,557
	1 預金利子	493
	2 雑入	2,064
歳入合計		1,677,293

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 3,347
	1 議 会 費	3,347
2 総 務 費		180,910
	1 総 務 管 理 費	180,316
	2 選 挙 費	223
	3 監 査 委 員 費	371
3 公 債 費		25
	1 公 債 費	25
4 諸 支 出 金		1,492,011
	1 他 会 計 繰 出 金	1,492,009
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 等	2
5 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,677,293

平成29年

第1回定例会

議案第5号

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算

平成29年度北海道後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ834,920,970千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,300,000千円と定める。

平成29年2月14日提出

北海道後期高齢者医療広域連合長 高橋 定敏

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		千円 135,588,148
	1 市 町 村 負 担 金	135,588,148
2 国 庫 支 出 金		282,986,103
	1 国 庫 負 担 金	204,982,080
	2 国 庫 補 助 金	78,004,023
3 道 支 出 金		70,700,022
	1 道 負 担 金	70,700,022
4 支 払 基 金 交 付 金		335,134,044
	1 支 払 基 金 交 付 金	335,134,044
5 特別高額医療費共同事業交付金		211,210
	1 特別高額医療費共同事業交付金	211,210
6 財 産 収 入		7,276
	1 財 産 運 用 収 入	7,276
7 繰 入 金		10,255,452
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,492,009
	2 基 金 繰 入 金	8,763,443
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		38,714
	1 預 金 利 子	38,180
	2 雑 入	533
	3 延滞金、加算金及び過料	1
歳 入 合 計		834,920,970

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療費		千円 834,637,783
	1 総務管理費	1,407,495
	2 保険給付費	833,230,288
2 公 債 費		4,140
	1 公 債 費	4,140
3 諸 支 出 金		277,047
	1 市町村支出金	239,146
	2 償還金及び還付加算金等	37,901
4 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		834,920,970

平成29年

第1回定例会

報告第1号

平成28年度定期監査の結果に関する報告

平成28年度定期監査の結果について、別紙のとおり監査委員から報告があったので提出する。

平成29年2月14日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

平成29年

第1回定例会

報告第2号

例月現金出納検査結果報告（平成28年10月～12月分）

平成28年10月～12月分の例月現金出納検査結果について、別紙のとおり監査委員から報告があったので提出する。

平成29年2月14日提出

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄

会期の決定について

平成29年第1回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会の会期を次のとおり決定する。

平成29年2月14日の1日間とする。

平成29年2月14日

北海道後期高齢者医療広域連合議会議長 鈴木 健 雄